

石綿（アスベスト）対策のしおり

令和 7 年 4 月
石 川 県

1 石綿について

(1) 石綿とは

石綿（「アスベスト」という場合もあります）は、極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、

- ・建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート材など）
- ・摩擦材（自動車のブレーキパッドなど）
- ・シール断熱材（ガスケットなど） 様々な工業製品に使用されており、次の6種類があります。

- ① クリソタイル（白石綿）
- ② アモサイト（茶石綿）
- ③ クロシドライト（青石綿）
- ④ アンソフィライト
- ⑤ アクチノライト
- ⑥ トレモライト

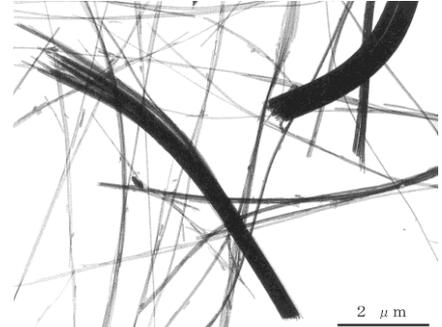


図-1 石綿（クリソタイル）の透過型電子顕微鏡写真

(2) 石綿の使用

石綿は、昭和 30 年頃から使われ始め、ビルの高層化や鉄骨構造化に伴い飛散性の高い吹付け石綿が鉄骨構造物などの軽量耐火被覆材として昭和 40 年代の高度成長期に多く使用されました。

しかしながら、昭和 50 年に石綿吹き付け作業が原則禁止され、また平成 7 年にはアモサイトとクロシドライトの製造等が禁止となり、さらに平成 16 年に石綿をその重量の 1% を超えて含有する建材、摩擦材、接着剤の製造等が禁止となりました。平成 18 年 9 月には、代替が困難な一定の適用除外製品等を除き、石綿および石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するすべての物の製造等が禁止され、平成 24 年 3 月に全面禁止となりました。

一方、石綿が大量に輸入使用された 1970 年から 1990 年頃に建てられた建築物の老朽化に伴い、建築物の解体が増加します。関係法（p.2 参照）にしたがって、適切な施工を行い、危険性をなくすことが重要です。

(3) 石綿の健康影響

石綿は、ヒトの髪の毛の直径（約 $40\mu\text{m}$ ）よりも非常に細く（クリソタイルの直径は $0.02\sim 0.08\mu\text{m}$ ）、肉眼では見ることができない極めて細い繊維からなっています。

このため飛散すると空気中に浮遊しやすく、吸入されてヒトの肺胞に沈着しやすい特徴があります。また石綿繊維は丈夫で変化しにくい性質のため、肺の組織内に長く滞留することになります。

この体内に滞留した石綿が要因となって、肺の線維化（石綿肺）や肺がん、がんの一種である悪性中皮腫などの病気を引き起こすことがあります。その発症までに 15 年から 40 年の潜伏期間があります。

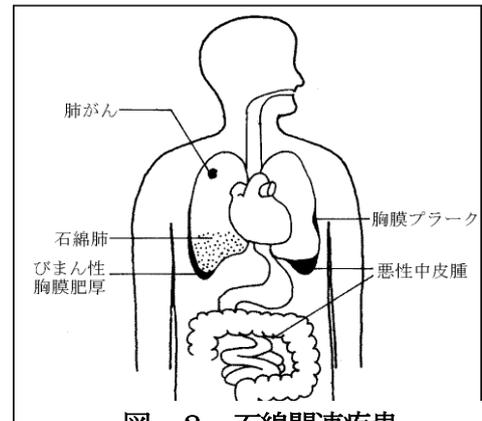


図-2 石綿関連疾患

大気汚染防止法の改正について（令和2年6月5日公布、令和3年4月1日より順次施行）

○主な改正点

- ・規制対象を石綿含有成形板（いわゆるレベル3）など全ての石綿含有建材に拡大
- ・事前調査方法の法定化（一定の知識を有する者による書面調査、現地調査等）
- ・事前調査に関する記録の作成・保存の義務付け
- ・隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合等の直接罰の創設
- ・下請負人を除去等作業基準順守義務の対象に追加
- ・除去等作業結果の発注者への報告と除去等作業記録の作成・保存の義務付け
- ・報告徴収及び立入検査対象に事業者の事務所等が追加
- ・一定規模以上の解体等工事について石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果の都道府県等への報告の義務付け

大気汚染防止法施行規則等の一部改正について（令和5年6月23日公布、令和5年10月1日より順次施行）

○主な改正点

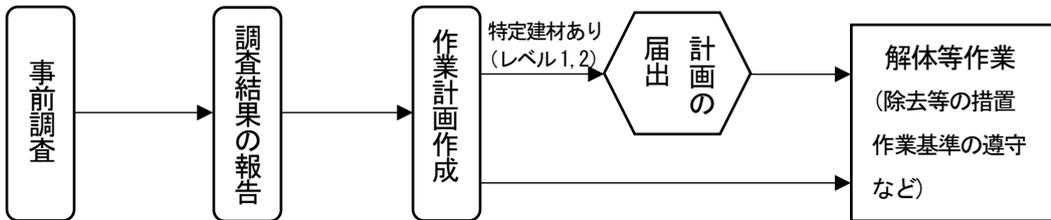
- ・工作物について、必要な知識を有する者による事前調査の義務付け
- ・観光用エレベーターの昇降路の囲いを特定工作物に追加

2 石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等に係る規制

吹付け石綿や石綿を含有する断熱材など、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等については、労働者の健康保護、一般環境への汚染防止等を目的として、以下の法令により規制が行われています。詳細については、各法を所管する関係機関（p. 15, 16 参照）にお問い合わせ下さい。

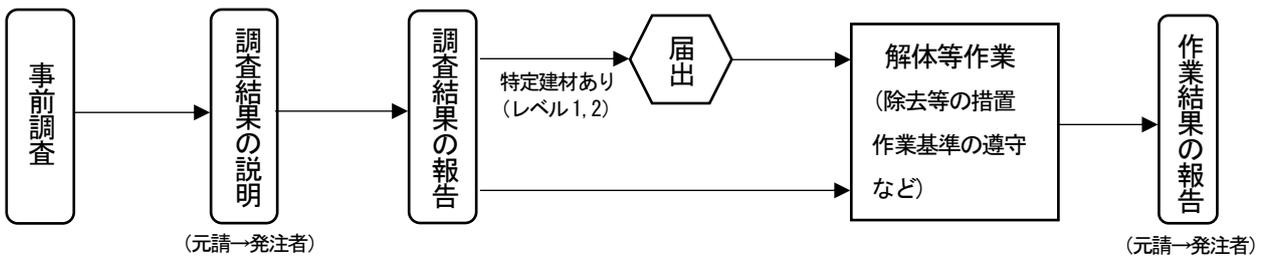
労働安全衛生法・石綿障害予防規則

- すべての建築物、工作物、又は鋼製の船舶の解体又は改修（封じ込めや囲い込みを含む。）



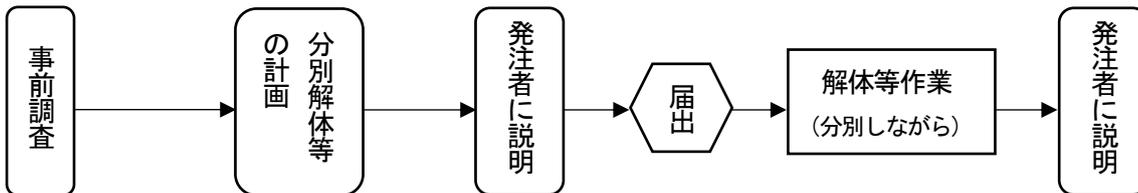
大気汚染防止法

- すべての建築物又は工作物の解体、改造・補修



建設工事に係る資材の再資源化などに関する法律（建設リサイクル法）

- ・床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ・建築物のリフォームで1億円以上の工事
- ・請負金額が5百万円以上の建築物以外の解体工事



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

- 飛散性の廃石綿等は「特別管理産業廃棄物」として処理しなければならない。

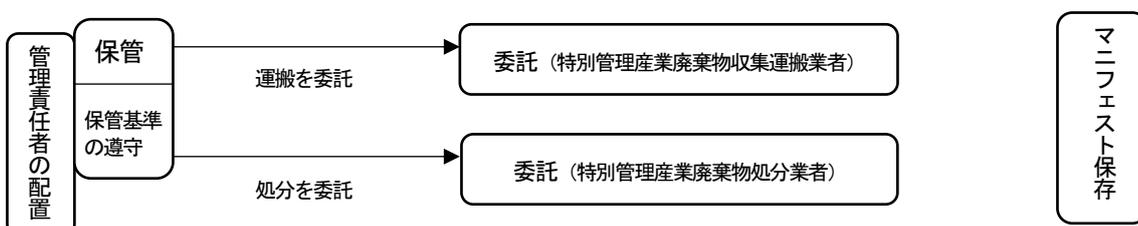


図-3 石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等に係る関係法令の概要

3 労働安全衛生法・石綿障害予防規則の規制の概要

事業者は、建築物、工作物、鋼製の船舶の解体・改修等の作業を行うに当たっては、事前に当該建築物等に石綿が使用されているか否かを調査する必要があります。

調査の結果、石綿の使用が判明した場合は、労働者の石綿粉じんへのばく露防止のため、石綿障害予防規則等に定める措置を講じる必要があります。

○ 工事開始前まで

規制内容	工場の種類		
	建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存	●	●	●
事前調査に関する資格者要件	●		
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）	● ^{※1}	● ^{※2}	
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）	●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）	● ^{※3}	● ^{※3}	● ^{※3}

※1 床面積80㎡以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る

○ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

規制内容	作業の種類			
	吹付け石綿 保温材の除去等	けい酸カルシウム板 第一種の破砕等	電動工具による除去 仕上げ塗材の	スレート板等の 成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・解除前の除去完了確認	●			
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●

表一 石綿障害予防規則等に定める工事・作業別の規制内容

4 大気汚染防止法の規制の概要

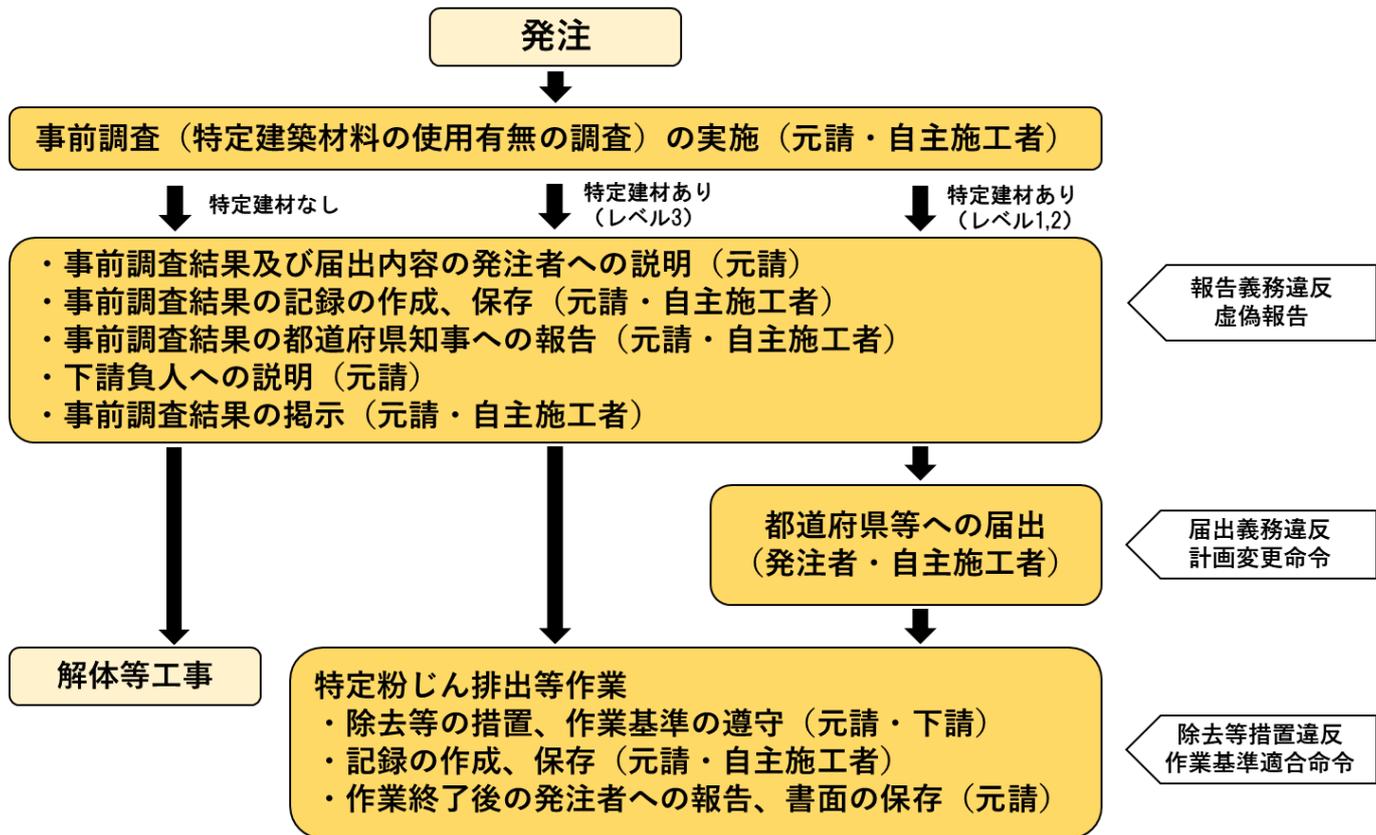


図-4 解体等工事に係る規制概要

【大気汚染防止法で使用される用語の説明】

＜特定建築材料＞

吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材、石綿含有成形板等の石綿を含有する全ての建築材料をいいます。（表-2）

特定建築材料	材料の区分	特定建築材料の具体例（製造時期）	使用箇所の例（使用目的）
吹付け石綿 [レベル1]	吹付け石綿	<ul style="list-style-type: none"> 吹付け石綿（～1975） 石綿含有吹付けロックウール（～1987） 湿式石綿含有吹付けロックウール（～1989） 石綿含有吹付けパーミキュライト（～1988） 石綿含有吹付けパーライト（～1989） 	壁、天井、鉄骨 （防火、耐火、吸音性等の確保）
石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材 〔吹付け石綿を除く。〕 [レベル2]	断熱材	<ul style="list-style-type: none"> 屋根用折版石綿断熱材（～1989） 煙突石綿断熱材（～2004） 	屋根裏、煙突 （結露防止、断熱）
	保温材	<ul style="list-style-type: none"> 石綿保温材（～1980） 石綿含有けいそう土保温材（～1980） 石綿含有パーライト保温材（～1980） 石綿けい酸カルシウム保温材（～1980） 石綿含有パーミキュライト保温材（～1980） 石綿含有水練り保温材（～1988） 	ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、配管の曲線部 （保温）
	耐火被覆材	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有耐火被覆板（～1978） 石綿含有けい酸カルシウム板第2種（～1999） 	鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベーター一周辺（耐火、化粧目的）
その他の石綿含有建材 [レベル3]	石綿含有成形板等	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有スレート板（～2004） 石綿含有けい酸カルシウム板第1種（～2004） 石綿含有窯業系サイディング（～2004） 石綿含有せっこうボード（～1986） 石綿含有ロックウール吸音板（～1987） 石綿含有ビニル床タイル（～1987） 	壁、天井、床、屋根、鉄骨 （防火、耐火、吸音性等の確保）
	石綿含有仕上塗材	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有仕上塗材（JIS A 6909） 	壁（内装、外装）

表-2 特定建築材料

<特定粉じん排出等作業>

特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業をいいます。

<特定工事>

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいいます。

<届出対象特定工事>

特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるもの（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）に係る特定粉じん排出等作業を伴うものをいいます。

(1) 事前調査について（法第 18 条の 15 関係）

建築物又は工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者等は、当該工事が特定工事に該当するか否かについて事前に調査を行う必要があります。

○事前調査の方法

事前調査は以下の方法で行う必要があります。

- ① 設計図書その他の書面による調査及び現地での目視による調査を行う必要があります。
*平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等の解体等工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要です。
- ② ①により特定工事に該当するか否か明らかにならなかった場合、分析による調査を行う必要があります。ただし解体等工事を特定工事に該当するものとみなして措置を講ずる場合、この限りではありません。

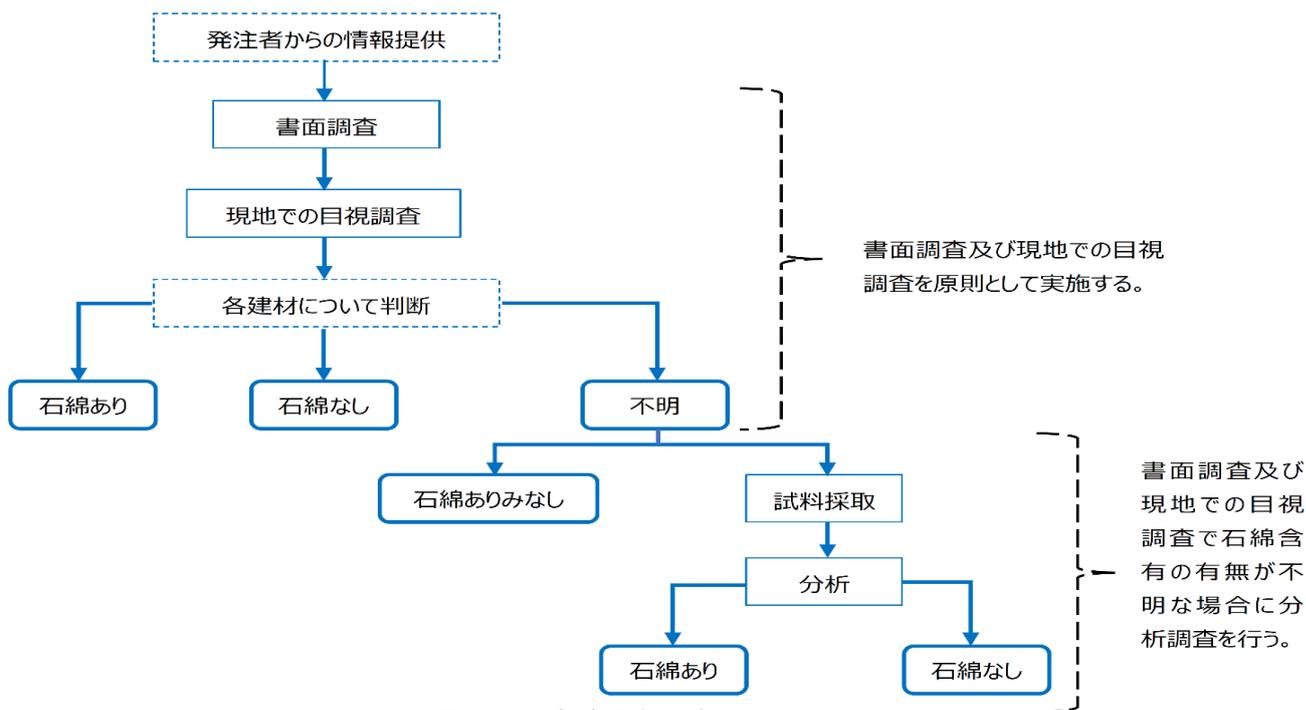


図-5 事前調査の流れ

○事前調査の対象

事前調査は原則として、全ての建築物、工作物の解体等を行う際に実施することが義務付けられています。が、以下の作業については「建築物等の解体等工事」に該当しないため、事前調査を行う必要はありません。

- (ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能であるなど、当該材料の除去を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれがない作業。
- (イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を空ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- (ウ) 既存の塗装の上に新たな塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料のみを追加するのみの作業。

○事前調査を行う者

建築物等の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります^{※1~4}。

建築物の事前調査

- ① 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
 - ・特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）

* 一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部の事前調査のみ実施可能。
- ② 令和5年10月1日より前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

工作物の事前調査^{※5}

令和8年1月1日以降、工作物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります。

- ① 工作物石綿事前調査者講習を修了した者
 - ・工作物石綿事前調査者
- ② 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（※5（2）参照）
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
 - ・特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）

- ※1 石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有材料の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に調査を依頼してください。
- ※2 分析調査は、厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省令第277号）に依頼してください。
- ※3 解体等の工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く）が床、壁、天井等への家具の固定のための孔あけ等、排出・飛散される粉じんの量が著しく少ない軽微な工事のみを施工する場合は、必ずしも「調査者等による事前調査」を実施する必要はありません。
- ※4 平成18年（2006年）9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等であることが設計図書その他の書面により明らかである場合を除く。
- ※5 工作物の解体等工事に係る事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者については以下のとおり
 - （1）特定工作物告示第1号から第5号まで及び第7号から第11号までに掲げる工作物に係る解体等工事については、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年10月厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）第2条第5項に規定する工作物石綿事前調査者
 - （2）特定工作物告示第6号、第12号から第17号までに掲げる工作物に係る解体等工事、又は、特定工作物告示に規定するもの以外の工作物に係る解体等工事のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業を伴うものについては、（1）に掲げる工作物石綿事前調査者又は登録規程第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

○事前調査結果の発注者への説明

事前調査の結果は、作業開始前（届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで）に書面で元請業者から発注者に説明する必要があります。

説明事項	①石綿の使用の有無に関わらず必ず説明する事項	・事前調査結果、調査終了年月日、調査方法、調査者氏名、調査者に該当することを明らかにする事項
	②特定工事に該当する場合（特定建築物材料ありの場合）の説明事項	・特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積 ・特定粉じん排出等作業の種類実施期間、方法、工程の概要 ・特定工事を施工する者の現場責任者の氏名、連絡場所
	③届出対象工事の場合の説明事項	・建築物等の概要、配置図、付近の情報 ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の下請負人の現場責任者氏名、連絡場所

○事前調査結果の都道府県等への報告

一定規模以上の工事を行う場合には、石綿の使用の有無に関わらず、遅滞なく、事前調査結果を元請業者等が都道府県等へ報告する必要があります。

報告は、原則として、石綿事前調査結果報告システムを用いて行います。システムの使用については、ホームページをご確認ください。

（【石綿事前調査結果報告システム】<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>）

※ 電子システムの使用が困難な場合は、様式第三の四による書面での報告によってこれに代えることができます。

報告対象 (規模要件)	①建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80平方メートル以上であるもの ②建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計 ^{※1} が100万円以上であるもの ③工作物 ^{※2} を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> 元請事業者情報（事業者名称、代表者氏名、住所等） 工事発注者情報（事業者名称、代表者氏名、住所等） 工事現場情報（労働保険番号、作業場住所、工事名称、工事概要） 建築物の概要（設置工事着手日、耐火構造、工事実施期間等） 事前調査を行った者の情報（調査者氏名、講習実施機関名称等） 請負事業者情報（事業者名称、労働保険番号、住所等） 材料種類ごとの石綿含有の有無と作業時の措置

※1 「請負代金の合計」とは、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査費用は含まないが、消費税額を含む。また解体等工事を同一のものが二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約として請け負ったものとみなす。

※2 特定建築材料が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める工作物が対象。具体的には以下のとおり。（令和2年環境省告示第77号）

(1)反応槽 (2)加熱炉 (3)ボイラー及び圧力容器 (4)配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く） (5)焼却設備 (6)煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く） (7)貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く） (8)発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く） (9)変電設備 (10)配電設備 (11)送電設備（ケーブルを含む） (12)トンネルの天井板 (13)プラットホームの上家 (14)遮音壁 (15)軽量盛土保護パネル (16)鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板(17)観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）

○事前調査結果の記録の作成・保存

解体等工事の元請業者は、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存する必要があります。また解体等工事の自主施工者は、事前調査に関する記録を作成し、これを保存する必要があります。当該記録は、解体等工事終了後、3年間保存する必要があります。

注) 石綿事前調査結果報告システムにて報告いただく内容は、報告に即した簡易な情報であることから、事前調査の結果の記録は、別に保存が必要です。

○事前調査結果等の掲示、現場への備え置き

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、当該解体等工事の現場に、事前調査に関する記録の写しを備え置き、かつ事前調査の結果その他環境省令で定める事項を公衆に見やすいように掲示する必要があります。

・事前調査結果の掲示

方法	<ul style="list-style-type: none"> 掲示板により、公衆に見やすいように掲示する。 掲示板の大きさはA3サイズ（42.0cm×29.7cm）以上 掲示日は作業の開始前
内容	<ul style="list-style-type: none"> 事前調査の結果（特定工事に該当するか否か及びその根拠） 解体等工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 事前調査を終了した年月日 事前調査の方法（書面調査・目視調査・分析による調査及び調査者等に調査を行わせたこと）並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類

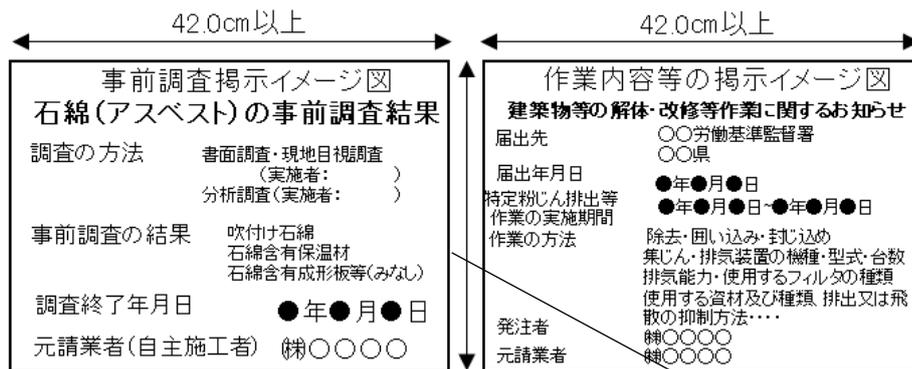
・特定粉じん排出等作業に係る掲示

方法	（事前調査結果の掲示方法と同じ）
内容	<ul style="list-style-type: none"> 特定工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先 特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所

・調査に関する記録の備え置き

方法	備え置きの方法は指定されていません。 （現場で調査記録を確認できる状態であればよいので、紙媒体に限らず電子データでも差し支えない。）
----	---

図-6 事前調査結果の掲示例



A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、
縦・横はどちらでも可。

- ※ 事前調査結果の掲示、作業内容に係る掲示は、1枚に集約することも可能です。
- ※ 石綿使用なしの場合も事前調査結果の掲示が必要です。

○事前調査における発注者、元請業者、自主施工者の対応について

事 項	発注者	元請業者	自主施工者
解体等工事が特定工事に該当するか否かの調査(石綿の有無)		○	○
調査費用の適正な負担などの調査への協力	○		
調査結果の説明(書面による交付)		○ (発注者へ)	
調査結果の都道府県等への報告		○	○
調査結果の記録の作成・保存		○	○
施工方法、工期、工事費等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付けないように配慮(特定工事の場合)	○		
解体等工事施工時における調査結果の掲示		○	○
解体等工事施工時における調査結果の記録の現場への備え置き		○	○

(2) 特定粉じん排出等作業の届出

届出対象特定工事(p.5参照)の発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、管轄の保健所(p.15参照)に届け出る必要があります^{※1-2}。

なお、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う場合は、速やかに届け出てください。

届出書の様式	添付書類
(様式第3の5) 特定粉じん排出等作業 実施届出書	① 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ② 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ③ 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図(主要寸法、特定粉じんの使用箇所を記入すること)
(別紙) 特定粉じん排出等作業の 方法	④ 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図(主要寸法、隔離された作業場の容量(m ³)、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入すること)

- ※1 2件以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物その他工作物、同一の工場又は同一の事業場で行われる場合には一つの届出書によって届出をすることができます。ただし、別紙「特定粉じん排出等作業の方法」は作業ごとに作成する必要があります。
- ※2 特定粉じん排出等作業実施届出書の添付書類については、労働安全衛生法における吹付け石綿除去作業等の実施に係る届出の添付書類の写しをもって代えることができます。

図一 7 特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の5）及び別紙

様式第3の5

特定粉じん排出等作業実施届出書

石川県知事

殿

年 月 日

届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

住所 〒

氏名

電話番号（ ）

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	※整理番号	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり	※備考	
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 m ² （階層）		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	その他工作物	電話番号	
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話番号	

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要な部分の特定建築材料の使用箇所を記入すること。
2 作業場の構造に掲げる事項は必須の見取事項ではないが、掲載した事項を記載した場合は、図面をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び別表第3号から第4号までに規定する事項を記載した書類とみなす。
3 図面の縮尺は、任意とし、かつ、
4 届出書、見取図及び関係の用紙の大きさは、国庫、省等やむを得ないものを除き、日本建築規格A4とする。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
種類・型式・設置数	
排気能力 (m ³ /min)	(1時間当たり換気回数 回)
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
2 使用する資材及びその種類の種類には、溶剤・固着剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の種類には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
4 作業場の隔離又は養生の状況、前記及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

(3) 特定粉じん排出等作業の基準

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業について作業基準（表一3）を遵守しなければなりません。

表一3 特定粉じん排出等作業に係る作業基準

作業の種類	作業基準
全ての特定粉じん排出等作業 [レベル1] [レベル2] [レベル3]	<ul style="list-style-type: none"> 作業開始前に作業計画を作成し、当該計画に基づいて特定粉じん排出等作業を行うこと。 <作業計画に記載する事項> ① 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名 ② 特定工事の場所 ③ 特定粉じん排出等作業の種類 ④ 特定粉じん排出等作業の実施の期間 ⑤ 対象特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ⑥ 特定粉じん排出等作業の方法 ⑦ 対象となる建築物等の概要（構造・階数・延べ面積等）、配置図及び付近の状況 ⑧ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ⑨ 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑩ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 公衆の見やすい場所に必要の要件を備えた掲示板を設けること。（p.7参照） 特定工事の元請業者等又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。 <記録事項> ① 確認年月日 ② 確認の方法 ③ 確認の結果（確認の結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容） ④ 確認者の氏名 <記録の方法> 作業基準の規定に適合した作業であることが確認できる写真、動画、点検記録簿等 下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が計画に基づき適切に行われていることを確認すること。 当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めの完了後に、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者（事前調査を行った者又は除去等工事に係る石綿作業主任者）に、当該確認を目視により行わせること。

作業の種類	作業基準
<p>1 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、</p> <p>(1) 吹付け石綿を除去する作業</p> <p>(2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を「掻き落とし」、「切断」、「破碎」により除去する作業</p> <p>[レベル1] [レベル2]</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>① 特定建築材料の除去を行う場所（作業場）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>② 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気にJIS Z 8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>③ ①の規定により隔離を行った作業場において、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p><確認のタイミング・頻度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに ・除去等を行う日の開始後 ・集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合 ・フィルタを交換した場合 ・その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等） <p><確認の方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉じんを迅速に測定できる機器による確認 <p>例：デジタル粉じん計、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定機（リアルタイムファイバーモニター）</p> <p>④ 作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p><確認のタイミング・頻度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・除去等を行う日の作業開始前 ・作業中断時（休憩や当日の作業終了で退室したとき等） <p><確認の方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・微差圧計による測定 ・目視による空気の流れの確認 <p>⑤ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>⑥ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
<p>2 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を1-(2)以外の方法^{※1}で除去する作業</p> <p>[レベル2]</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>① 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>② 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>③ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
<p>3 特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業</p> <p>[レベル3（仕上塗材）]</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>① 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（②の規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>② 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。^{※2}</p> <p>③ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
<p>4 特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業</p> <p>[レベル3（成形板等）]</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>① 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>② ①の方法により特定建築材料（③に規定するものを除く。）を除去することが、技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。^{※2}</p> <p>③ 石綿含有成形板等のうち、けい酸カルシウム板第一種にあつては、①の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。^{※2}</p> <p>④ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

※1 原形のまま取り外す場合、非石綿部の切断により除去する場合

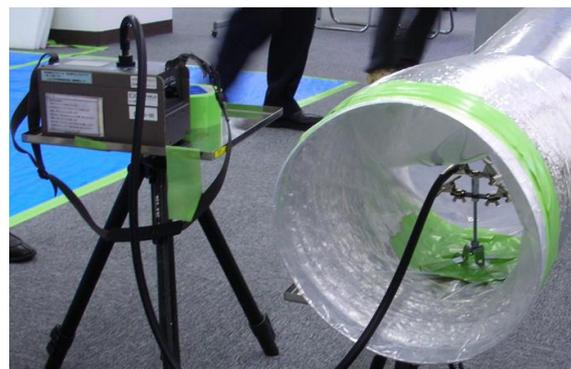
※2 除じん性能を有する電動工具を使用する場合は、「除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること」と同等以上の効果を有する措置として取り扱う。（環水大環発第2402284号）

作業の種類	作業基準
5 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る作業 [レベル1] [レベル2]	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ① 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は1の①～⑥に掲げる事項（p.10参照）を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の①～③に掲げる事項を遵守すること。 ② 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ③ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

(備考) 特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければなりません。



特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外す例



集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認例 (デジタル粉じん計による確認)



前室 (セキュリティゾーン) の設置例



作業場内の仕上げ清掃の例
(高性能真空掃除機を使用)

(写真：建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和6年2月改正) より)

(4) 特定粉じん排出等作業の結果の報告等

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に対し、結果を書面で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。

自主施工者も作業に関する記録の作成・保存が必要です。

書面で報告する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特定粉じん排出等作業が完了した年月日 ・特定粉じん排出等作業の実施状況の概要 ・確認を行った者の氏名及び確認を行った者が必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項
記録事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所 ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者氏名及び連絡場所 ・特定工事の発注者の氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名 ・特定工事の場所 ・特定粉じん排出等作業の種類 ・特定粉じん排出等作業を実施した期間 ・特定粉じん排出等作業の実施状況 <p>*負圧隔離等を伴う作業については、集じん・排気装置が正常に稼働することの確認結果、作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認結果、隔離を解くに当たっての薬液等の散布・清掃等その他の特定粉じんの処理がなされたこと・特定粉じんが排出・又は飛散するおそれがないことの確認結果を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者への報告書面の写し（元請業者のみ）
保存期間	特定工事終了後3年間

(5) 罰則、立入検査の対象

特定工事の元請業者及び自主施工者に加え、下請負人も作業基準の遵守義務等の対象となります。このため、特定工事の元請業者または下請負人が請け負った特定工事の全部または一部を他者に請け負わせるときは、その者に対して特定粉じん排出等作業の方法等を事前に説明する必要があります。

違反内容	罰則	罰則の対象
事前調査結果の未報告、虚偽の報告	30万円以下の罰金	元請
実施の未届、虚偽の届出	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	元請
除去等措置の義務違反	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	元請、下請
実施の届出に対する計画変更命令違反	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	元請
作業基準適合命令違反	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	元請、下請

元請業者が事前に下請負人に説明しなければならない事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ・特定粉じん排出等作業の種類 ・特定粉じん排出等作業の実施の期間 ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
----------------------------	--

罰則等の対象者に下請負人を加えるとともに、営業所、事務所等その他の事業場を立入検査の対象に加えます。報告事項も規制強化に伴い追加されています。

立入検査の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・解体等工事に係る建築物等 ・解体等工事の現場 ・解体等工事の元請業者、自主施工者、下請負人の営業所、事務所その他の事業場
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特定粉じん排出等作業の方法等 ・特定粉じん排出等作業の結果 ・事前調査について（発注者、元請業者、自主施工者に限る。）

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規制の概要

廃棄物処理法では、石綿を含有する廃棄物は廃石綿等（特別管理産業廃棄物に該当します）、石綿含有産業廃棄物及び石綿含有一般廃棄物に分類され、図-8に示すフローに従って処理しなければなりません。

詳細については廃棄物処理法に関する問合せ先（p.16参照）にお問い合わせください。

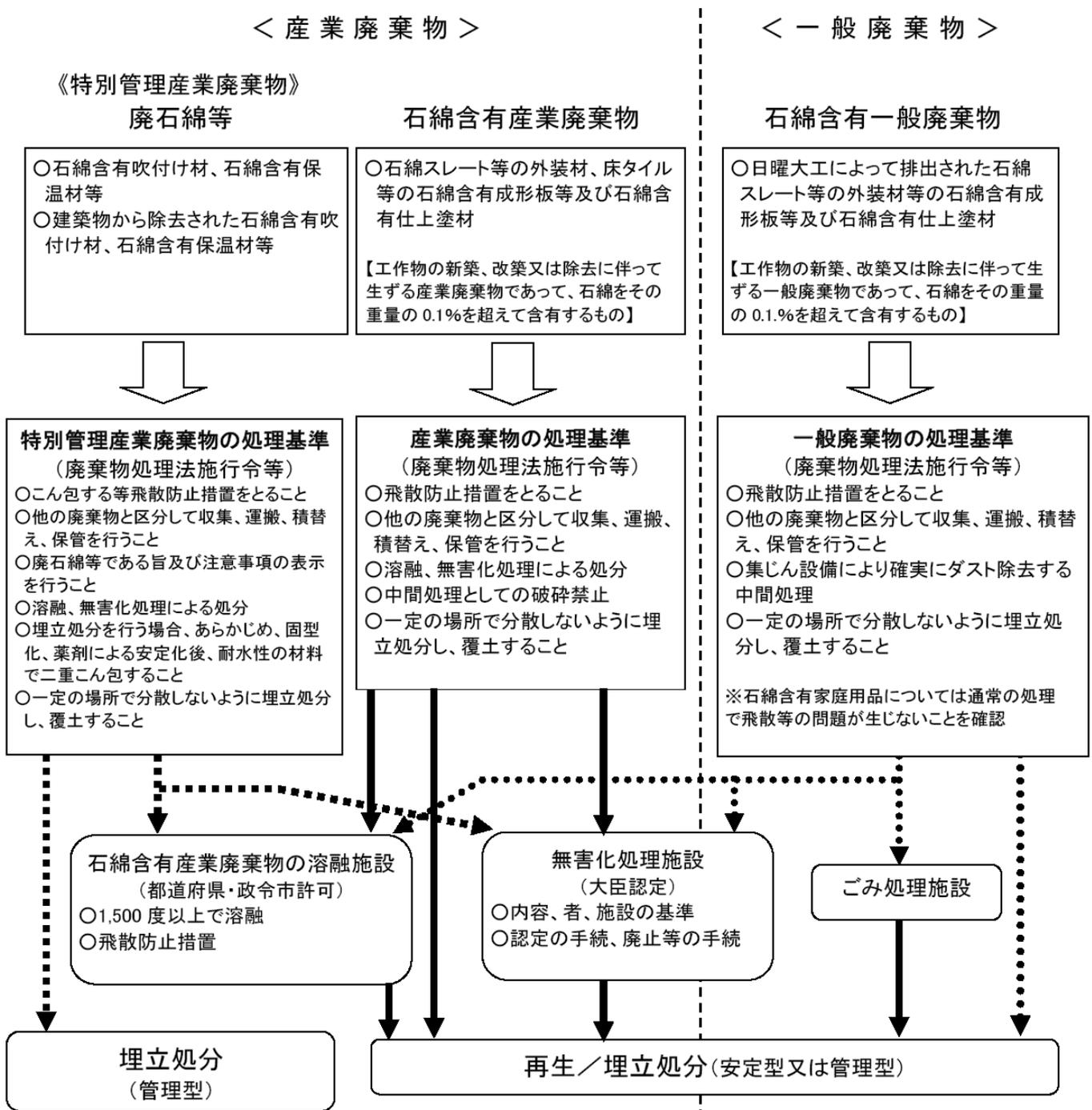


図-8 廃石綿等又は石綿含有廃棄物の処理フロー

出典：環境省環境再生・資源循環局「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版 令和3年3月）」

6 建築物等に吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材等の管理等

建築基準法、労働安全衛生法及びふるさと石川の環境を守り育てる条例において、建築物等・工作物に吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材等について、表－4の規定が設けられています。

詳細については各法令等に関する問合せ先にご確認ください

表－4 建築物等に吹き付けられた石綿や石綿を含む保温材等の管理

法令等	内 容
建築基準法	<p>吹付け石綿等のある既存建築物（工作物についても同様）については、増改築等する場合においては、原則、石綿等は除去する。</p> <p>ただし、従前の床面積の2分の1を超えない増改築等については、当該部分以外の封じ込め、囲い込みが許容されている。なお、封じ込め、囲い込み措置の基準は、吹付け石綿等であって、人が活動することが想定される空間に露出しているものに適用される。（増改築等の際に、すでに封じ込め、囲い込みの措置が行われている部分については、措置の内容や現状に照らして、当該基準に準じた措置がなされている場合には露出していないものとして取り扱って差し支えない）</p> <p>吹付け石綿等・・・吹付け石綿、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する吹付けロックウール 増改築等・・・増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え</p>
石綿障害予防規則	<p>① 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁等に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹付けられた石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。</p> <p>② 事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、①と同様の措置を講じなければならない。</p> <p>③ 臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁等に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければならない。</p>
ふるさと石川の環境を守り育てる条例	<p>建築物等の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物等が石綿含有建築材料を使用する建築物等である場合において、当該石綿含有建築材料の損傷、劣化等により大気中に石綿粉じんが排出され、又は飛散するおそれがあるときは、当該石綿含有建築材料の除去、封じ込め、囲い込みその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

- ◎ 災害時等において、被災建築物等の石綿除去作業を実施するにあたり、下記マニュアル等をご参照いただき、石綿の適切な飛散防止対策をお願いします。[石川県強靱化計画（R3.3）]
- ・建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（R3.3）
 - ・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（H29.9 環境省）

7 石綿健康被害救済制度について

石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対し迅速な救済を図ることを目的として『石綿による健康被害の救済に関する法律』に基づき創設されています。詳細については石綿健康被害救済制度に関する問合せ先（p. 16参照）にお問い合わせください。

(1) 救済給付

日本国内において石綿を吸入することにより、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺又は著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚を発症した場合、次の方が申請・請求をすることができます。

- ① 現在療養されている方
- ② 法律及び改正政令の施行日（中皮腫・肺がんの場合は平成18年3月27日、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の場合は平成22年7月1日）前にこれらの疾病に起因して死亡された方のご遺族
- ③ 法律及び改正政令の施行日（②と同じ）の施行後に認定の申請をしないでこれらの疾病に起因して死亡された方のご遺族

(2) 特別遺族給付金

労災補償を受けずに死亡した労働者のご遺族に対する救済措置として、特別遺族給付金が設けられています。

対象となるのは、石綿を原因とした疾病で亡くなった労働者（特別加入者を含む）のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利がなくなった方です。

8 問合わせ先一覧

○ 環境省ホームページ

- ◇ 石綿（アスベスト）問題への取組（<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>）
- ◇ 改正大気汚染防止法について（https://www.env.go.jp/air/post_48.html）
- ◇ （石綿）事前調査結果の報告について（https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html）
- ◇ 建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（2024.2 改正）（https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html）

○ 石川県ホームページ

- ◇ 石綿（アスベスト）対策について（<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyokankeihourei/ishiwata/ishiwata.html>）
- ◇ 特定粉じん排出等作業を行うには（<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyokankeihourei/taiki/baien/taikitokuteifunnjin.html>）

(1) 労働安全衛生法、石綿障害予防規則に関する問合わせ先

機 関 名	住 所	電話番号	備 考
石川労働局 労働基準部健康安全課	〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号	076-265-4424	
金沢労働基準監督署	〒921-8013 金沢市新神田4丁目3-10	076-292-7935	(安全衛生課)
小松労働基準監督署	〒923-0868 小松市日の出町1-120	0761-22-4231	(安全衛生課)
七尾労働基準監督署	〒926-0852 七尾市小島町西部2番	0767-52-3294	(安全衛生課)
穴水労働基準監督署	〒927-0027 鳳珠郡穴水町川島キ84番地	0768-52-1140	(安全衛生課)

(2) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出に関する問合わせ先

機 関 名	住 所	電話番号	備 考
県環境政策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1463	
南加賀保健福祉センター	〒923-8648 小松市園町ヌ48番地	0761-22-0795	(生活環境課)
石川中央保健福祉センター	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	076-275-2642	(生活環境課)
能登中部保健福祉センター	〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9号	0767-53-6893	(生活環境課)
能登北部保健福祉センター	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4	0768-22-2028	(生活環境課)
金沢市環境政策課	〒921-8016 金沢市柿木畠1番1号	076-220-2508	

(3) 廃棄物処理法に関する問合せ先

機 関 名	住 所	電話番号	備 考
県資源循環推進課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1472	産業廃棄物
県保健福祉センター	(2)に記載のとおりです		産業廃棄物
金沢市ごみ減量推進課	〒921-8016 金沢市柿木畠1番1号	076-220-2521	産業廃棄物 一般廃棄物
その他市町環境担当課			一般廃棄物

(4) 建設リサイクル法に基づく分別解体等の事前届出及び建築基準法に関する問合せ先

機 関 名	住 所	電話番号	備 考
県建築住宅課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1778	
県監理課技術管理室	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1787	
各地域を所管する土木総合事務所、土木事務所（建築課又は維持管理課）又は以下の特定行政庁（7市）			
金沢市建築指導課	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2326	
七尾市都市建築課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8429	
小松市建築住宅課	〒923-8650 小松市小馬出町91番地	0761-24-8106	
白山市建築住宅課	〒924-8688 白山市倉光2丁目1番地	076-274-9561	
野々市市建築住宅課	〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地	076-227-6136	
加賀市建築課建築指導室	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41	0761-72-7935	
能美市まち整備課	〒929-0192 能美市寺井町た35番地	0761-58-2251	小規模建物

(5) 石綿健康被害救済制度に関する問合せ先

機 関 名	住 所	電話番号	備 考
独立行政法人 環境再生保全機構	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー	0120-389-931	
環境省 中部地方環境事務所	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局総合庁舎	052-955-2134	
県健康推進課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1436	
南加賀保健福祉センター	〒923-8648 小松市園町ヌ48番地	0761-22-0796	(健康推進課)
石川中央保健福祉センター	〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	076-275-2250	(健康推進課)
能登中部保健福祉センター	〒926-0021 七尾市本府中町ソ27番9号	0767-53-2482	(健康推進課)
能登北部保健福祉センター	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102番地4	0768-22-2011	(健康推進課)
金沢市保健所	〒920-8533 金沢市西念3丁目4番25号	076-234-5102	

(6) その他、石綿（アスベスト）の分析の問合せ先

機 関 名	連 絡 先	備 考
民間分析機関	(公社)日本作業環境測定協会ホームページ等を参考にして下さい。 https://www.jawe.or.jp/link/sokuteikikanichiran6.html	

このしおりに関する問い合わせ先

石川県生活環境部環境政策課 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
環境管理グループ TEL 076-225-1463 (直通) FAX 076-225-1466
E-mail: e170100@pref.ishikawa.lg.jp
(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html#ishiwata>)

